

令和2年4月7日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業の措置について

国内及び先週後半の県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえるとともに、県の要請を受け、春日井市では、小・中学校の臨時休業期間を次のとおり延長いたします。

現在の感染者数の増加は、医療現場が機能不全に陥ることが予想されると強い危機感が示されています。保護者の皆様には、現状をご理解いただき、引き続き感染抑止に努めていただきますようよろしくお願いします。

《臨時休業の措置について》

1 期 間 4月7日（火）～4月19日（日）

（新中学1年生は7日が入学式のため、4月8日～4月19日）

2 過ごし方

- ・ 健康記録表に毎日記録するとともに、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・ お子さんの様子をよく観察し、発熱等の症状が出た場合は、学校に連絡をしてください。また、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

○ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます）

○ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター（春日井保健所） 電話31-2189

（平日：午前9時～午後5時、夜間・土・日・祝日：オンコール（24時間）体制）

- ・ 感染防止のため、やむを得ない場合を除いて原則自宅待機してください。外出する場合は、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける、マスクを着用するなど感染防止にご注意ください。
- ・ 休み中、学校からの連絡があることもありますので、緊急メール及び学校ホームページを確認してください。

以下の内容については「緊急事態宣言」が出された場合、実施できない場合があります。

《登校日》

必要最小限の登校日を設ける場合もあります。発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を見合わせてください。（4月7日は、中学1年生以外は登校日です）

《自主登校教室》

休業期間中の平日に、小学校に「自主登校教室」を設けます。ただし、集団感染抑止のため、やむを得ない場合を除き、できる限り利用を控えてください。利用については、別紙「臨時休業措置に伴う自主登校教室について」を参照してください。

《放課後なかよし教室》

同じく4月8日から、「放課後なかよし教室」を始めます。